

## 下関市犯罪被害者等日常生活支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第70号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、下関市犯罪被害者等日常生活支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日間以上を要する負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であるもの）をいう。
- (3) 性犯罪 犯罪のうち刑法第176条、第177条、第179条及び第180条の罪（同法第176条及び第179条第1項の罪の未遂罪を除く。）並びに第181条及び第241条の罪をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると市長が認める場合を除き、被害届が警察に受理されているものに限る。
  - ア 犯罪による死亡又は重傷病
  - イ 性犯罪による被害
- (5) 配偶者等 配偶者若しくは婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあると市長が認める者又は山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に定める宣誓を行った者（同要綱第10条第1号、第4号又は第5号（市長が特に認める場合を除く。）に該当する者を除く。）をいう。
- (6) 遺族 犯罪被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）の死亡時において、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。
  - ア 犯罪被害者の配偶者等
  - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
  - ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(7) 家族 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者等

イ 犯罪被害者の二親等以内の親族（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあると市長が認める者を含む。以下同じ。）

(8) 市民 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、下関市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず次のアからカまでに掲げる事項により、下関市の住民基本台帳に記録されずに下関市内に居住している者をいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けた者

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 6 条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を受けた者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 3 項に規定する高齢者虐待を受けた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待を受けた者

カ その他、下関市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は心身に危害を受けるおそれのある者

2 前項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（支援金の種類等）

第 3 条 支援金の支給対象とする費用の種類、内容（額を含む。）及び対象者は、別表に定めるとおりとする。

（支援金の額の上限）

第 4 条 支援金の額は、犯罪被害 1 件につき、合計して 30 万円を上限とする。

（支給の制限）

第 5 条 市長は、次の各号に掲げる場合には、支援金を支給しないものとする。

(1) 犯罪被害者又は次条第 1 項の申請書を提出する者（以下「申請者」という。）が犯罪を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は申請者にも、その責めに帰すべき行為があった場合

(2) 犯罪被害者又は申請者が加害者の配偶者等又は親族である場合（関係が破綻していたと市長が認める事情がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が 18 歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた 18 歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。

- (3) 犯罪被害者又は申請者が下関市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 42 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団員等であった場合
- (4) 当該犯罪被害に関して、他の地方公共団体から同種の支援金の支給がなされている場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者、遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとして市長が認める場合（支給の申請）

第 6 条 犯罪被害者、遺族又は第 4 項の規定により支援金の支給の申請ができる者は、支援金の支給を受けようとするときは、下関市犯罪被害者等日常生活支援金支給申請書（第 1 号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請をしようとするときは、必要に応じ、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。ただし、下関市犯罪被害者等見舞金の支給に係る手続で提出した書類をもって代えることができると市長が認める場合は、その一部の添付を省略することができる。

- (1) 別表に規定する費用の支払いを証する領収書その他支払い費用の内容を証明することができる書類
- (2) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他死亡の事実及び死亡の年月日を証することができる書類
- (3) 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他地方公共団体の長が発行する証明書
- (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻若しくは養子縁組の届出をしていないが、事実上これらと同様の事情にある者又は山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に定める宣誓を行った者であるときは、その事実を証明することができる書類
- (5) 申請者が申請時に本市に居住していることを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項各号に掲げる書類の写しを提出する者は、当該書類の原本を提示しなければならない。この場合において、市長は、提出を受けた書類の写しが原本と一致することを確認した上で、提出書類として受理するものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、申請者が未成年である場合又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難と市長が認める場合は、次の各号のいずれかに該当する者が、犯罪被害者の代理として申請し、支給を受けることができる。この場合において、当該者は、その続柄を証する書類を添えて申請しなければならない。

ア 犯罪により死亡又は重傷病を受けた者の配偶者等

イ 犯罪により死亡又は重傷病を受けた者の二親等以内の親族

5 前項の規定により代理申請を行おうとする者は、犯罪被害者に不利益が生じないよう、

当該代理申請について、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

(申請の期限)

第7条 前条の規定による申請は、犯罪被害を受けた日の翌日から2年を経過したときは、行うことができない。ただし、申請期限までに申請をしなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合には、速やかに支援金の支給の可否を決定し、下関市犯罪被害者等日常生活支援金支給(不支給)決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要があるときは、当該犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、次の各号に掲げる事項を調査することができる。

(1) 犯罪被害に関する情報

(2) 犯罪被害者、遺族及び家族の続柄

(3) 犯罪被害者、遺族及び家族の居住の実態

3 市長は、第1項の規定により支援金の支給を決定したときは、申請者からの次条に基づく請求に応じて支援金を支給するものとする。

(支給の請求)

第9条 前条第1項に規定する通知により支援金の支給の決定を受けた者は、下関市犯罪被害者等日常生活支援金請求書(第4号様式)により、支援金を請求するものとする。

(支給の決定の取消し)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による支援金の支給の決定を受けた者又は犯罪被害者が第5条の各号に該当するときその他支援金を受給する資格がないと判明したときは、支援金支給の決定を取り消すことができる。

2 市長は、支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、支援金を支給しないものとする。

3 市長は、前2項の場合においては、下関市犯罪被害者等日常生活支援金支給決定取消通知書(第5号様式)により支援金の支給の決定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、市長は、当該支援金を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に受けた犯罪被害について適用する。

別表第1（第3条関係）

費用の種類	内容	対象者
ハウスクリーニング費用	<p>犯罪被害により犯罪現場となった居室等の血痕、吐しゃ物、排泄物等の除去、消毒、消臭等に係る清掃を行う犯罪被害者等に対し、これらに要する費用に相当する額を支給する。ただし、警察機関が行う捜査上、犯罪現場の保存の必要性がなくなった日から起算して30日以内に発生した費用に限る。</p>	<p>申請時において、市民であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 遺族</p> <p>(2) 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又はその家族</p> <p>(3) 性犯罪の被害者又はその家族</p>
一時宿泊費用	<p>犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となったと市長が認める犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来すおそれや二次的被害若しくは再被害を受けるおそれがある者又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊した者に限る。）が、一時居住のため施設等を利用する場合は、次に掲げる一時宿泊費用に相当する額を支給する。</p> <p>(1) ホテル又は旅館の宿泊料（サービス料を含み、飲食費を除く。）</p> <p>(2) 建物賃貸借に係る賃料（光熱水費、管理費、退去時の清掃に要する経費、備品等のレンタルに要する経費等を含むものとし、敷金、礼金、保証金等を除く。）</p>	
転居費用	<p>犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと市長が認める犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来すおそれや二次的被害若しくは再被害を受けるおそれがある者又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊した者に限る。）が、新たな住居へ転居（市外からの転入を含む。以下同じ。）する場合は、次に掲げる転居費用に相当す</p>	

	<p>る額を支給する。ただし、引越事業者又は不動産事業者に支払ったものに限る。</p> <p>(1) 引越しに係る運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用</p> <p>(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料及び保証料等の費用</p>	
家賃	<p>犯罪被害により従前の住居（犯罪被害者等が所有する住居に限る。以下同じ。）に居住することが困難になったと市長が認める犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来すおそれや二次的被害若しくは再被害を受けるおそれがある者又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊した者に限る。）が、新たに賃貸住宅に入居する場合は、家賃に相当する額を支給する。</p>	
配食費用	<p>犯罪被害により日常生活を営むことに支障があると市長が認める犯罪被害者等に対し、居住する住宅への食事の宅配サービスを利用する場合は、配食費用に相当する額を支給する。</p>	
家事及び介護等費用	<p>犯罪被害により日常生活を営むことに支障があると市長が認める犯罪被害者等に対し、家事及び介護等支援としてホームヘルプサービスを利用した場合は、次に掲げる家事及び介護等費用の実費額に相当する額を支給する。</p> <p>(1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事</p> <p>(2) 食事、排泄、入浴等の介護</p> <p>(3) 通院等の介助など</p> <p>ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）における訪問介護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</p>	

	<p>法律（平成 17 年法律第 123 号）における居宅介護その他のホームヘルプサービスに関する制度を利用した場合の自己負担額の費用については、支給しない。</p> <p>なお、利用するサービスは、家事及び介護等の提供を業とする事業者から提供されたもので、かつ、犯罪被害者等の住居において行われたものでなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	
一時保育費用	<p>犯罪被害により、その監護する就学前の子（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の家庭での保育が困難となったと市長が認める犯罪被害者等が、当該監護する就学前の子のために一時保育（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。)) を利用した場合に、一時保育費用に相当する額を支給する。</p>	<p>申請時において、市民であって、犯罪被害者等の就学前の子を監護するもの</p>
就労準備費用	<p>犯罪被害により転職又は新たに就職する必要が生じたと市長が認める犯罪被害者等が、就労するために必要な資格等を取得する場合は、就労準備費用に相当する額を支給する。</p>	<p>申請時において、市民であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 犯罪行為による身体的、精神的被害によって当該犯罪発生時に就労していた職を転職しなければならなくなった者</p> <p>(2) 犯罪行為により、主たる生計維持者である犯罪被害者が死亡したこと又は身体的若しくは精神的被害によって就労ができなくなったことにより、当該犯罪被害者に代わって生計を維持するために転職又は就職をする者</p>

<p>カウ ンセ リン グ 費 用</p>	<p>犯罪被害者等が病院、診療所その他の医療機関の精神科若しくは心療内科等又はカウンセラーが所属する事務所において、犯罪被害による心理的外傷その他深刻な精神的不調に対するカウンセリング（医療保険の適用を受けることができない外来によるものに限る。）を受けた場合は、カウンセリング費用に相当する額を支給する。</p> <p>なお、支給の対象となるカウンセリングは、公認心理師、臨床心理士、その他これらと同等の資格を有するカウンセラーにより行われたものでなければならない。</p>	<p>申請時において、市民であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 心理的外傷その他深刻な精神的不調が犯罪行為に起因して生じていること。</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 遺族</p> <p>イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又はその家族</p> <p>ウ 性犯罪の被害者又はその家族</p>
<p>法 律 相 談 費 用</p>	<p>犯罪被害により法律問題の解決に向けその必要が生じた犯罪被害者等が弁護士に法律相談する場合は、当該法律相談費用に相当する額を支給する。</p>	<p>申請時において、市民であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 遺族</p> <p>(2) 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又はその家族</p>
<p>被 害 者 参 加 制 度 利 用 費 用</p>	<p>犯罪被害により、刑事裁判において被害者参加制度を利用して被告人質問等を行う犯罪被害者等が、当該裁判に参加することに関し弁護士へ委託する場合は、当該委託に要する費用その他被害者参加制度利用の費用に相当する額を支給する。</p>	<p>(3) 性犯罪の被害者又はその家族</p>
<p>そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 費 用</p>	<p>犯罪被害者等が日常生活を営む上で、不可欠な費用であって、特に支給する必要があると市長が認める場合は、当該費用に相当する額を支給する。</p>	

第1号様式（第6条関係）

下関市犯罪被害者等日常生活支援金支給申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

次のとおり、下関市犯罪被害者等日常生活支援金の支給を申請します。

1 申請者

（フリガナ） 氏 名		生年月日	年 月 日 （ 歳）
住 所 （申請時の住所）	〒 ー		
連絡先	電話番号		犯罪被害者との 続柄
	E-mail		

2 申請内容（を記載してください。）

<input type="checkbox"/> ハウスクリーニング費用	<input type="checkbox"/> 一時宿泊費用	<input type="checkbox"/> 転居費用	<input type="checkbox"/> 家賃
<input type="checkbox"/> 配食費用	<input type="checkbox"/> 家事及び介護等費用	<input type="checkbox"/> 一時保育費用	<input type="checkbox"/> 就労準備費用
<input type="checkbox"/> カウンセリング費用	<input type="checkbox"/> 法律相談費用	<input type="checkbox"/> 被害者参加制度利用費用	
<input type="checkbox"/> その他の費用（内容： _____）			

3 申請額 \_\_\_\_\_円

4 支給の制限等に関する申告（を記載してください。）

<p>(1) これまでに、犯罪被害者又はその家族が、本市において、同一事件で犯罪被害者等日常生活支援金の支給申請をしたことが <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有</p> <p>(2) 支給の制限に係る確認事項</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者及び申請者は、犯罪行為の誘発や、犯罪被害について、その責めに帰すべき行為は行っていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者及び申請者は、加害者の配偶者又は親族ではありません。 ※犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪発生時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合を除く。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪被害者及び申請者は、下関市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該犯罪被害に関して、他の地方公共団体から同種の日常生活支援を受けていません。</p>
---

5 調査等への同意（☑を記載してください。）

<input type="checkbox"/> この支援金の支給に関し必要があるときは、下関市が関係機関等に対して照会し、又は調査を行うことに同意します。 <input type="checkbox"/> 支給の制限事由のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに申し出ます。 <input type="checkbox"/> 支援金の支給後に、偽りその他不正の手段により支援金を受けたと市長が認められた場合には、支援金を速やかに返還することに同意します。 <input type="checkbox"/> 遺族間や家族で問題が生じた場合には、当事者間ですべて解決し、貴市に一切の迷惑をかけないことを誓約します。
--

6 添付書類（該当する項目に☑を記載してください。）

添付	必要書類
<input type="checkbox"/>	犯罪被害に関する申立書
<input type="checkbox"/>	支給の対象となる費用の支払いを証明することができる領収書又はその他支払い費用の内容を証明することができる書類
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類
<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他地方公共団体の長が発行する証明書
<input type="checkbox"/>	申請者が犯罪被害者と婚姻若しくは養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に定める宣誓を行った者又は養子縁組関係と同様の事情にある者であるときは、その事実を証する書類
<input type="checkbox"/>	申請時に本市に居住していることを証する書類
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類 ( )

（申請者署名）氏 名

第2号様式（第6条関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（宛先） 下関市長

被害の概要

被害届の提出	有 ・ 無	被害年月日	年 月 日
届け出た警察署	警察署	罪 名	
被害届提出日	年 月 日		
被害場所			
犯罪被害者	氏名	フリガナ 氏 名	
	生年月日		
	被害時の住所	〒 ー	

上記のとおり、申し立てます。

申立人

フリガナ 氏 名	
住 所	〒 ー
電話番号	
犯罪被害者との続柄	

第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

下関市長



下関市犯罪被害者等日常生活支援金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市犯罪被害者等日常生活支援金の支給については、次のとおり決定したので、通知します。

1 日常生活支援金について支給します。

支給金額 円

2 日常生活支援金を支給しません。

理由

第4号様式（第9条関係）

下関市犯罪被害者等日常生活支援金請求書

年 月 日

（請求先）

下関市長

請求者

郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知のあった下関市犯罪被害者等日常生活支援金として、次のとおり請求します。

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

※①または②のどちらか一方に記入してください。

（ゆうちょ銀行の場合には②に記入してください。）

①	銀行及び支店名	銀行												支店
	種 別	普通・当座			口座番号									
②	ゆうちょ銀行 の場合	記号 (右詰めでご記入ください)						口座番号 (右詰めでご記入ください)						

(フリガナ) 口座名義	
----------------	--

※請求者と口座名義は同一としてください。

第5号様式（第10条項関係）

第 号  
年 月 日

様

下関市長



下関市犯罪被害者等日常生活支援金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した下関市犯罪被害者等日常生活支援金の支給について、下記の理由により、支給決定を取り消したので通知します。

記

理由